

東日本大震災の復興対策の強化を求める意見書

平成23年3月11日の国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災は、大津波により北海道から関東までの広範囲にわたり甚大な被害をもたらした。

大地震及び大津波による直接的被害により、東北地方を中心として、多くの尊い人命が失われ、死者・行方不明者は合わせて22,943人（6月21日現在）、物的被害については、内閣府の試算で最大25兆円にのぼるといふ、まさに壊滅的な被害を受け、今なおその被害の全容が把握できない状況にある。

また、東北地方太平洋沿岸を中心に、被災者は大津波で住宅を失い、あるいは東京電力福島第一原子力発電所における事故により避難を強いられ、震災から3ヶ月以上が経過した現在でも、未だ8万人を超える方々が厳しい避難所生活を余儀なくされており、避難者の精神的、肉体的疲労は限界に達している。

このような中、国において党利党略による政局の混乱は、復興支援の停滞を招き、一刻も早い復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災者の気持ちに背を向けるものであり、決して許されるものではない。

今後、この度の震災による深刻な被害状況から被災地が復興を果たすためには、国において、明確な復旧・復興ビジョンを提示し、既存制度の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を実施するとともに、これに係る財政措置を講ずることが必要である。

よって、国におかれては、一刻も早く被災者の安心・安全を確保するため、下記の事項について適切な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 がれきや被災自動車等の災害廃棄物の撤去については、全額国の負担により必要な機材及び人材を確保し、早期撤去に努めること。
- 2 住まいを失った被災者が安心して生活再建への一歩を踏み出すことができるよう、国の責任において早急に仮設住宅の整備をするとともに、民間賃貸住宅の借り上げによる支援も含め、希望者全員が入居できるよう早急に対処すること。
- 3 道路・橋梁・堤防等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、電気・ガス・水道等のライフラインや小中学校・社会福祉施設等の公共施設について、早期復旧に最大限の支援をすること。
- 4 災害救助法に基づく各種支援について、要件を緩和するなどして救済の拡大を図るとともに、被災者生活再建支援法に基づく支援金を大幅に引き上げることで、被災者に対する支援の拡充を図ること。
- 5 原子力発電所の事故については、国の責任において、放射性物質の流出を一日も早く止めるとともに、一連の事態収拾のため全力を挙げて取り組むこと。
また、今回の事故に至った徹底的な原因究明と情報開示をするとともに、安全指針の抜本的な見直し、再発防止策の実施を早期に行い、全国の原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（防災）